十三　受託者の取締役（理事その他これに準ずる者を含み、委員会設置会社にあっては、執行役とする。）の担当業務を記載した書面
十四　その他参考となるべき事項を記載した書面
3　金融庁長官は、第一項の承認の申請があった場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
一　業務の委託が資金清算業を適正かつ確実に行うにつき支障を及ぼすおそれがないこと。
二　受託者が社会的信用のある法人であり、かつ、その受託する業務について、適正な計画を有し、確実にその業務を行うことができるものであること。
三　受託者が法第六十六条第二項第二号及び第三号に掲げる要件に該当しないこと。
四　受託者の取締役、会計参与及び監査役が法第六十六条第二項第四号に掲げる要件に該当しないこと。
五　受託者がその受託する業務の全部又は一部を他の者に再委託する場合には、資金清算機関が当該再委託を受けた者が行う業務を確認できる旨その他の受託者が当該業務を適正かつ確実に遂行するための措置を講ずる旨の条件が業務の委託契約において付されていること。

第八条　法第七十一条第二項第八号に規定する内閣府令で定める重要な事項は、次に掲げるものとする。
一　通信手段の提供に関する事項
二　情報処理に係る業務の提供に関する事項
（業務方法書の記載事項）

第九条　法第七十一条第二項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、未決済債務等（法第七十三条第二項に規定する未決済債務等をいう。）についての差引計算の方法、担保の充当の方法その他の決済の方法に関する事項とする。

第三章　監督

（定款又は業務方法書の変更の認可の申請等）

第十条　法第七十六条の認可を受けようとする資金清算機関は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官に提出しなければならない。
一　変更の内容及び理由
二　変更予定年月日
2　前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、業務方法書の変更の認可申請書にあっては、第二号に掲げる書類を提出することを要しない。
一　定款又は業務方法書の新旧対照表
二　株主総会又は社員総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面
三　その他参考となるべき事項を記載した書面
3　金融庁長官は、第一項の認可の申請があった場合には、その申請が法令に適合し、かつ、資金清算業を適正かつ確実に遂行するために十分かどうかを審査しなければならない。
（資本金の額等の変更の届出）

第十一条　法第七十七条の規定による届出を行う資金清算機関は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。
一　変更の内容
二　変更年月日
2　前項の届出書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。
一　法第六十五条第一項第二号に掲げる事項（純資産額を除く。）又は同項第三号に掲げる事項の変更　同条第二項第三号に掲げる書類及び第四条第一号ハ又は第二号ハに掲げる書類
二　法第六十五条第一項第四号に掲げる事項の変更　同条第二項第三号に掲げる書類及び第四条第一号ニに掲げる書類
三　法第六十五条第一項第五号に掲げる事項の変更　同条第二項第三号に掲げる書類及び第四条第一号ニに掲げる書類
（帳簿書類）

第十二条　資金清算機関は、法第七十八条の規定により、資金清算業の処理及び計算を明らかにするため、資金清算業に係る取引記録その他の帳簿書類を作成し、その作成の日から七年間保存しなければならない。
（報告書）

第十三条　資金清算機関は、法第七十九条の規定により、資金清算業に関する報告書を別紙様式により作成し、毎事業年度終了後三月以内に、金融庁長官に提出しなければならない。
2　前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　会社法第四百三十五条第二項又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第百二十三条第二項に規定する計算書類、事業報告及び附属明細書
二　会社法第三百八十一条第一項又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十九条第一項に規定する監査報告
三　会社法第三百九十六条第一項又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百七条第一項に規定する会計監査報告
四　有形固定資産明細表
五　担保明細表
六　その他諸勘定明細表
七　主要株主又は社員の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面
八　清算参加者（法第七十一条第二項第二号に規定する清算参加者をいう。以下同じ。）の商号又は名称及び住所を記載した書面

第四章　雑則

（資金清算業の廃止又は解散の決議に係る認可の申請等）

第十四条　法第八十三条の認可を受けようとする資金清算機関は、申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
一　資金清算業の廃止又は解散の理由を記載した書面
二　株主総会又は社員総会の議事録（会社法第三百十九条第一項又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第五十八条第一項の規定により株主総会又は社員総会の決議があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面）
三　最終事業年度に係る貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）並びに当該決議時における資産及び負債の内容を明らかにした書面
四　資金清算業の結了の方法を記載した書面
五　その他参考となるべき事項を記載した書面
2　金融庁長官は、前項の認可の申請があった場合においては、次に掲げる基準のいずれかに適合するかどうかを審査しなければならない。
一　当該資金清算業の廃止又は解散が、当該資金清算機関の業務及び財産の状況に照らしてやむを得ないものであること。
二　当該資金清算業の廃止又は解散が、銀行等（法第二条に規定する銀行等をいう。）の間で行われる資金決済の円滑の確保及び当該資金清算機関の清算参加者の利便に支障を及ぼすおそれのないものであること。